

秩父広域市町村圏組合からのお知らせ

乗って守ろう公共交通 バス・鉄道に乗ろう!



市民の生活の足である公共交通機関は、人口減少やマイカー利用による利用者減少により、その経営が大変厳しい状況にあります。当たり前のように走っている公共交通機関ですが、現在は国や県、市の補助制度により、路線を確保しています。このまま利用者が減

少し続けると、現在の路線を存続することは難しくなります。高齢者や車を持たない生徒など「交通弱者」ととっては、欠かせない移動手段です。市民の皆さんで守り、未来につなげませんか？マイカー利用の利便さを少し我慢して、通勤や休日のお出かけに

公共交通機関を利用してみたいかがでしょうか。また、公共交通機関利用促進のため、高齢者向けの「お出かけ楽々バス利用券交付事業」と、通学者向けの「高校生等通学定期券購入費助成事業」を実施しています。

秩父斎場（火葬場）の予約方法が変わりました

4月1日(土)から火葬の予約受付は秩父斎場で行います。葬祭業者を通して行う場合は、一年中時間に関係なく予約できます。葬祭業者に依頼しないで個人で申し込む場合は、秩父斎場に直接電話してください。ただし、秩父斎場が開業している時間内をお願いします。(月～土曜日の午前8時～午後4時45分の間、1月1日・2日は除く)火葬時間・待合室等の空き状況はパソコンやスマートフォンでどなたでも確認できます。なお、死亡届は今までどおり各市町村役場での手続きをお願いします。

ペットなどの持ち込みも秩父斎場に変更となります

秩父斎場には動物用の焼却炉も設置しました。今まで秩父環境衛生センターで受けていた動物の死体を秩父斎場でお受けします。ただし、取骨(骨の持ち帰り)はできません。料金など詳しいことは、広報「ちちぶ広域」1月号または秩父広域市町村圏組合HPをご覧ください。
☎業務課 ☎23-2489
秩父斎場 ☎23-1678
斎場空き状況 <http://www.c-kouiki.jp/saijo/>



水道局からのお知らせ

引っ越しの際は、ちちぶ広域水道お客様センターにご連絡ください

●水道のご使用を「開始」するとき
●水道のご使用を「休止」するとき
●水道のご使用名義が「変わる」とき(所有者名義の変更は、別途手続きが必要となります)
引っ越しなどの予定が決まりましたら、3営業日前までに電話でご連絡ください。届けがないと使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。秩父地域での転居の場合、旧住所にて口座振替をご利用の方は、その継続ができますので、その旨をお伝えください。
☎水道局(ちちぶ広域水道お客様センター) ☎25-5221

秩父消防本部からのお知らせ

火事と見間違えされそうな焼却行為をするときは届け出を(火災予防条例で定められています)



●どんなときに届け出をするの？
・農業を営むためやむを得ず、枯れ草、木の枝などを焼却する場合(廃材、ビニール、家庭ごみなどは焼却できません)
・キャンプファイヤー、祭礼のお焚き上げなど
・たき火などで、大量の煙・炎が出るような場合
●どこに届け出をするの？
近くの消防(分)署へ届け出をしてください。
●どのように届け出をするの？
消防(分)署に届け出用紙がありますので、その場で記入して提出してください。また、秩父消防本部HPからもダウンロードできます。
※焼却行為をする場合は、事前に市役所生活衛生課(☎25-5202)または秩父環境管理事務所(☎23-1511)に相談してください。
☎秩父消防本部管理指導課 ☎21-0123



『お出かけ
楽々バス利用券』
を交付します！

高齢者の皆さんに「バス回数乗車券」購入代金の一部を助成する「お出かけ楽々バス利用券」を交付します。(年度内2回まで交付可)

対象 市内在住の65歳以上の方
申請の際に必要なもの 保険証・運転免許証など、高齢者の方の年齢や住所等のわかるもの
購入方法 市民生活課で利用券を受け取り、西武観光バス秩父営業所で利用券を提出し、3,000円分のバス回数乗車券を購入してください。(現金1,500円で購入することができます)
※バス回数券は、西武観光バス秩父営業所管内の路線でのみご利用が可能です。

用が可能です。
☎市民生活課 ☎26-11133

**運転免許自主返納者
バス回数券購入助成制度**

運転免許証を自主返納された方に、「バス回数乗車券」購入代金を助成しています。(申請者1人につき1回限り)

申請の際に必要なもの 申請による運転免許の取消通知書、穴の開いた免許証
※いずれも、警察署での運転免許証自主返納手続きの際に交付されます。

購入方法 市民生活課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課で利用券を受け取り、西武観光バス秩父営業所で利用券を提出し、6,000円分のバス回数乗

車券の交付を受けてください。(無料)で交付できます。
※バス回数券は、西武観光バス秩父営業所管内の路線でのみご利用が可能です。

☎市民生活課 ☎26-11133

**『秩父市買い物
乗合タクシー利用券』を
交付します**

買い物乗合タクシーの運行対象地域に居住する高齢者の皆さんに、利用料金の一部を助成する「秩父市買い物乗合タクシー利用券」を交付します。

年度内1回限り2,000円分の交付となります。
対象 対象地域在住の65歳以上の方(対象地域：大滝地区、定峰地区、上久那地区、田村地区、下

山田地区、栃谷地区)
受付場所 市民生活課

申請の際に必要なもの 保険証・免許証など、高齢者の方の年齢や住所等のわかるもの

運行時間 午前中に自宅から街なかへ、午後2時ごろに街なかから自宅へお送りします。買い物、通院等ゆつくり用事を済ませることが出来ます。

予約方法 秩父丸通タクシーで1週間前から前日まで受け付け。一度予約をすると自動的に会員登録されますので、次回の予約は簡単にできます。また、1人からでもご利用できます。

運行予約については、秩父丸通タクシー ☎22-13633
利用券については、市民生活課 ☎26-11133

高校生等通学定期券 購入費助成制度



公共交通機関(※1)を利用して通学する高校生等(※2)の皆さんに、「通学定期券」購入代金の一部を助成します。なお、この助成制度は平成29・30年度の2か年に限り実施予定です。

(※1) 対象となる公共交通機関は、「西武観光バス(株)秩父営業所」、「秩父鉄道(株)」および「西武鉄道(株)」が運行する各路線とします。

(※2) 高校生等とは、高等学校生、中学校卒業専門学校生および5年制の高等専門学校生であって学年が3年生までの人をいいます。

対象 市内に住所がある高校生等

●バス通学定期券購入費助成

補助金額 通学定期券購入時、1か月定期券の金額が6,000円を超える部分について、上限3,000円を、3か月定期券の金額が18,000円を超える部分について、上限9,000円を補助します。

申請の際に必要なもの 学生証

購入方法 西武観光バス(株)秩父営業所で通学定期券を購入する際、所定の申請書にご記入をいただきます。定期券購入時に係員が申込書の記載内容を確認し該当する場合は、補助額を差し引いて通学定期券を販売します。

☎西武観光バス(株)秩父営業所 ☎22-1635

●鉄道通学定期券購入費助成

補助金額 秩父鉄道または西武鉄道を利用して通学する際にかかる定期券購入費が年間で2万円を超えた額に対して、上限6,000円を補助します。

申請書交付・受付場所

市民生活課窓口 (HPからもダウンロード可)

※郵送での申請も受け付けます。

申請の際に必要なもの

補助金交付申請書

学生証・通学定期券 (いずれも写し)

ご注意

①申請には、通学定期券の写しが必要です。通学定期券を購入した場合、必ずコピーを取っておいてください。

②受付は年1回のみです。年間の定期券購入金額を確認の上で申請してください。

☎市民生活課 ☎26-11133